

平成 25 年 1 月 1 日から長期優良住宅変更認定申請に
手数料が必要となります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律

～ 長期優良住宅変更認定申請手数料徴収のお知らせ～
(刈谷市が所管行政庁となる物件が対象となります。)

この度、長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合の
変更認定申請手数料を新設しました。平成 25 年 1 月 1 日以降に変更認定
申請を行う場合には、手数料が必要となります。

手数料が必要な変更認定申請とは？

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第 8 条第 1 項
に基づく変更認定申請（以下「変更認定申請」という。）です。

法第 9 条第 1 項（譲受人を決定した場合における変更の認定申請）、法第 10 条
第 1 項（地位の承継申請）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 7
条に基づく軽微な変更（以下「変更届」という。）については、手数料は必要あ
りません。

変更認定申請手数料の発生時期は？

平成 25 年 1 月 1 日以降に申請する変更認定申請が対象です。

変更認定申請手数料の額は？

以下の表によります。

建築物の総戸数		登録住宅性能評価機関 の事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請す る場合
一戸建ての住宅		<u>4,000</u>	<u>25,300</u>
共同住宅等	～ 5 戸	8,000	59,200
	6 戸～	13,900	94,800

共同住宅等の戸当たり手数料は、同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
(除した後、100 円未満切捨て)

変更認定申請の対象となる変更は、どのような場合ですか？

下記に示す変更の いずれかに該当 する場合は、

完了前の変更（建築工事中）

ア．建築等計画の変更で、法第2条第4項「長期使用構造等」の基準（以下「基準」という。）に適合することが、明らかではないもの。

（等級の変更を伴わない場合も含む。）

イ．耐震等級に変更が生じるもの。（等級を3から2に変更するもの。）

ウ．基礎の種別の変更を伴うもの。

エ．計画変更に伴い、型式住宅部分等製造者認証等の認証番号に変更が生じるもの。（型式住宅の場合に限る。）

型式住宅とは、構造・劣化対策等の性能表示項目に規定する性能を有することをあらかじめ登録住宅型式性能認定機関が認定したものをいう。

完了後の変更（引渡し後）

ア．増改築の場合。

イ．リフォーム等で、基準に適合することが、明らかではないもの。

認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合は、上記に該当しない場合であっても、「変更届」が必要になりますので、ご注意ください。なお、この場合、手数料は必要ありません。

詳細は、刈谷市ホームページの建築課のページ（<http://www.city.kariya.lg.jp/>）をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

刈谷市 建設部 建築課 審査係

〒448 - 8501 刈谷市東陽町1丁目1

TEL : 0566 - 62 - 1021 FAX : 0566 - 23 - 9331